○岡山市クリーニング業法施行条例

平成15年2月25日

市条例第13号

(趣旨)

第1条　この条例は，クリーニング業法(昭和25年法律第207号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業者の講ずべき衛生措置等)

第2条　法第3条第3項第6号に規定する営業者がクリーニング所において講ずべき衛生措置等は，次のとおりとする。

(1)　クリーニング所の業務について講ずべき措置

ア　防じん作業は，受渡場，洗場及び仕上場以外の場所で行うこと。

イ　洗濯物は，洗濯機，脱水機その他の機械設備により洗濯すること。

ウ　仕上作業は，清潔な衣服を着用して行うこと。

エ　アイロン仕上げのための霧吹きは，器具を使用して行うこと。

オ　仕上台は，受渡場として使用しないこと。

カ　洗濯物の集配に用いる容器は,洗濯又は仕上げが終わったものと終わらないものに区分して使用すること。

キ　クリーニング所及び洗濯物の集配又は収納に用いる容器は,常に消毒並びにねずみ及び昆虫の駆除を行うこと。

ク　その他市長が必要と認めて指示する措置

(2)　クリーニング所について講ずべき措置

ア　クリーニング所は，住居部分と明確に区画し，他の用途に併用しないこと。

イ　洗濯物を洗濯又は仕上げが終わったものと終わらないものに区分して収納することができる格納所又は容器を備えること。

ウ　各作業工程について十分な照度及び換気を確保すること。

エ　洗場の内壁は，床面から1メートルの高さまで不浸透性材料(コンクリート，タイル等汚水が浸透しないものをいう。クにおいて同じ。)を使用すること。

オ　洗場には，清潔な水を十分に供給することができるよう必要な設備を設けること。

カ　洗場及びその周辺は，排水が停滞することなく完全に排除される構造とすること。

キ　洗濯に使用する薬品，洗剤等に係る専用の保管庫又は戸棚等を設けること。

ク　仕上場の床は，不浸透性材料を使用し，清掃が容易に行える構造とすること。

ケ　受渡場及び仕上場の天井は，ほこりが落下しない構造とすること。

コ　その他市長が必要と認めて指示する措置

(検査確認証)

第3条　市長は，法第5条の2の規定による検査の結果，その構造設備が法第3条第2項及び第3項の規定に適合する旨を確認したときは，クリーニング所検査確認証を営業者に交付するものとする。

2　前項の規定によりクリーニング所検査確認証の交付を受けた営業者は，当該検査確認証又は検査の確認を受けたことを証する書面をクリーニング所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(クリーニング師免許証の掲示)

第4条　営業者は，クリーニング所にクリーニング師を置いたときは，当該クリーニング師に係るクリーニング師免許証を当該クリーニング所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(委任)

第5条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附　則

1　この条例は，公布の日から施行する。

2　この条例の施行の日前に岡山市クリーニング業法施行細則(平成6年市規則第54号)の規定により交付されたクリーニング所検査確認証は，第3条第1項の規定により交付されたクリーニング所検査確認証とみなす。

附　則(平成24年市条例第56号)

この条例は，平成25年4月1日から施行する。